

■新旧対照表

No.	書類名	頁	項目	旧	新
1	要求水準書	92	2.4.1 見学者施設(3)	小学校の学年単位が一度に見学できるよう環境学習会議室(研修ホール)(550㎡程度、240人以上)を確保するとともに、見学者数に応じたトイレ(200㎡程度、男女各30便槽程度、バリアフリートイレ2便槽程度)を環境学習会議室(研修ホール)の近く(できれば隣)に配置すること。なお、トイレは児童の心をはぐくむレイアウトに考慮すること。	小学校の学年単位が一度に見学できるよう環境学習会議室(研修ホール)(550㎡程度(50㎡程度の什器収納用の倉庫を含む。))、240人以上)を確保するとともに、見学者数に応じたトイレ(200㎡程度、男女各30便槽程度、バリアフリートイレ2便槽程度)を環境学習会議室(研修ホール)の近く(できれば隣)に配置すること。なお、トイレは児童の心をはぐくむレイアウトに考慮すること。
2	要求水準書	106	表46 必要居室と使用者 2) 組合会議室	-	※50㎡程度の倉庫を設けること。床面積に含める。
3	要求水準書	107	表46 必要居室と使用者 16) 環境学習会議室(研修ホール)	-	※50㎡程度の什器収納倉庫を設けること。床面積に含める。
4	要求水準書	109	4.3 組合会議室	大: 150㎡程度	大: 200㎡程度
5	要求水準書	109	4.3 組合会議室	-	大会議室には、50㎡程度の什器収納のための倉庫を設けること(床面積に含める。)
6	要求水準書	118	4.16 環境学習会議室 (研修ホール)	什器収納のための倉庫を設けること(床面積に含める。)	50㎡程度の什器収納のための倉庫を設けること(床面積に含める。)
7	要求水準書	132	5 通用門前の歩道の構造変更	市道からの通用門前の歩道について、車両乗入れが可能な構造に変更すること。構造にかかる詳細は「歩道の一般的構造に関する基準(国土交通省)」によること。	市道からの通用門前の歩道の構造について、大型車両(災害廃棄物等の搬入を想定したダンプ車やトレーラ車)の車両乗入れが可能な構造に変更すること。構造にかかる詳細は「歩道の一般的構造に関する基準(国土交通省)」によること。歩道切り下げ範囲は管轄(東京都北多摩南部建設事務所管理課道路管理担当)との協議とする。
8	添付資料14	-	4 組合休憩室 16 環境学習会議室(研修ホール)	-	50㎡程度の什器収納倉庫を別途設けること。
9	様式集	-	様式第10号-3 運営費	人件費【様式10号-3、10号-4】	人件費【様式第10号-4、10号-5】
10	様式集	-	様式第10号-3 運営費	維持補修費【様式9号2-1】	維持補修費【様式9号2-1-3】及び維持補修費【様式9号2-1-5】
11	様式集	-	様式第10号-5 運転体制	人件費単価(千円/人)及び人件費合計(千円/年)	削除
12	様式集	-	様式第10号-7 開業費	-	建設工事費 令和10
13	工事請負契約約款(案)	9	第18条(4) 条件変更等	本件設計の施工上の制約等、基本設計図書に示された自然的若しくは人為的な施行条件と実際の施行条件が相違すること、又は、工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等基本設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。	本件設計の施工上の制約等、基本設計図書に示された自然的若しくは人為的な施工条件と実際の施工条件が相違すること、又は、工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等基本設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
14	工事請負契約約款(案)	22	第46条の3(1) 受注者の損害賠償請求等	前条又は前条の2の規定によりこの契約が解除されたとき。	第45条又は45条の2の規定によりこの契約が解除されたとき。
15	維持管理・ 運転支援業務委託契約(案)	-	4 委託契約の期間	契約確定日の翌日から	契約日の翌日から
16	維持管理・ 運転支援業務委託契約(案)	18-19	第54条2項 損害賠償等	受託者は、この契約に従った本業務を実施せず、又はその他この契約の定めるところに違反し、委託者に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。 ただし、委託者の指示によるものを除く。	受託者は、この契約に従った本業務を実施せず、又はその他この契約の定めるところに違反し、委託者に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。